

## 再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領

この要領は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

### 1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### 2 交付申請書の提出期限

要綱第 5 第 2 項に規定する期日は、2026 年 7 月 31 日までとする。

### 3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出期限前に交付申請額が予算額に達した場合には、2 の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

### 4 補助対象事業者

要綱第 4 条第 1 項に規定する補助対象事業者（事業実施者及び共同事業者）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること。
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- (4) リース契約により事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者であること。
- (5) その他知事が不相当と認める者でないこと。

### 5 補助対象事業

要綱第 4 条第 3 項に規定する補助対象事業は、次の各号の要件及び別紙の各設備の要件を満たす事業とする。

- (1) 再生可能エネルギー設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下、「再エネ特措法」という。）により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- (2) 再生可能エネルギー設備から得られた電気又は熱は、当該設備を設置した工場又は事業場において補助対象事業者が自ら消費すること。
- (3) 再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- (4) 再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者が所有権を取得するものであること。
- (5) 再生可能エネルギー設備は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- (6) 再生可能エネルギー設備は、中古品でないこと。
- (7) 再生可能エネルギー設備は、各種法令等に準拠した設備であること。
- (8) 再生可能エネルギー設備は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- (9) 再生可能エネルギー設備の設置工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠したものであること。
- (10) 補助対象事業は、再生可能エネルギー設備の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場における二酸化炭素排出量を削減するものであること。
- (11) 補助対象事業は、6 の規定による早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。
- (12) 補助対象事業は、他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。
- (13) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減

効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

- (14) その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）別紙2に定められた所定の要件を満たすこと。

## 6 早期着手

- (1) 補助対象事業者は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。  
ア 社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要のあるもの。  
イ 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- (2) 補助対象事業者は、交付決定前に補助対象事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（別記様式1）を提出するものとする。
- (3) 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して補助対象事業者に早期着手承認通知書（別記様式2）により通知するものとする。ただし、知事は、補助対象事業者に対し、早期着手の承認が補助対象事業として補助金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に補助金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、早期着手により補助対象事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（別記様式3）を提出するものとする。
- (5) 早期着手が行われた場合には、補助対象事業者は補助金交付の申請に際し、規則及び要綱に定めるもののほか、早期着手承認通知書の写し及びその他必要な書類を添付するものとする。

## 7 補助対象事業の軽微な変更

要綱第8条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

## 8 申請書類等の提出

交付申請書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書及び実績報告書は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

## 9 補助対象事業者の県への協力

県が本事業の適正執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。また、県から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。さらに、県が普及啓発に係る事例として事業者名、事業内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。その他目的の達成のために県が実施する活動に協力するよう努めること。

## 附 則

- この要領は、2022年8月1日から適用する。  
この要領は、2023年6月30日から適用する。  
この要領は、2023年10月25日から適用する。  
この要領は、2024年6月3日から適用する。  
この要領は、2025年6月2日から適用する。  
この要領は、2026年6月1日から適用する。

別紙

(1) 再生可能エネルギー発電等設備

種別	要件
太陽光発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①太陽電池出力が10kW以上であること。</p> <p>②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>③電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>④再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のa～lをすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>a 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>b 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>c 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>d 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>e 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>f 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>g 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>h 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>i 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問</p>

	<p>題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>j 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>k 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>l 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p> <p>⑤リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑥次の a～b のいずれかを満たすこと</p> <p>a 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を愛知県内の需要家が消費すること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
風力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が1kW以上7,500kW未満/事業（単機出力1kW以上）であること。</p> <p>②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。</p> <p>③電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>④リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」</p>

	<p>(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。</p> <p>⑥次の a～b のいずれかを満たすこと</p> <p>a 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を愛知県内の需要家が消費すること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
<p>バイオマス<sup>*1</sup>発電</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が10kW以上であること。</p> <p>②バイオマス依存率<sup>*2</sup>が60%以上であること。家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</p> <p>③副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものでないこと(常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。)</p> <p>④本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>⑤電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>⑥リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑦原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備(木質チップ化設備、ペレット化設備等)及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>⑧次の a～b のいずれかを満たすこと</p>

	<p>a 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を愛知県内の需要家が消費すること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
水力発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が1kW以上1,000kW未満/事業（単機出力1kW以上）であること。</p> <p>②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。</p> <p>③電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>④リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。</p> <p>⑥次のa～bのいずれかを満たすこと</p> <p>a 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を愛知県内の需要家が消費すること。</p> <p>b 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
蓄電池	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>③停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>④次に定める価格以下の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>a 家庭用蓄電池（20kwh以下）：12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p>

- b 業務用蓄電池（20kwh超）：11.9万円/kWh（工事費込み・税抜き）
- ⑤リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- ⑥家庭用蓄電池（20kwh以下）の場合、a～fの全てを満たすこと。
- a 蓄電池パッケージ
- (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
- ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
- ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- b 性能表示基準
- 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。
- (a) 初期実効容量
- 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413を参照すること）
- (b) 定格出力
- 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。
- (c) 保有期間
- 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
- (d) 廃棄方法
- 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
- 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」
- (e) アフターサービス
- 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。
- c 蓄電池部安全基準
- JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
- d 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
- JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が

	<p>定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>e 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>f 保証期間</p> <p>メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JIS C 4413で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>⑦業務用蓄電池（20kWh超）の場合、火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>
<p>水素関連設備</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、又は水力発電設備の付帯設備であること。</p> <p>②二酸化炭素排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。</p> <p>③二酸化炭素の排出削減を図ることができる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p> <p>④事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。</p>
<p>エネルギーマネジメントシステム</p>	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①補助対象事業で導入する太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の付帯設備であること。</p> <p>②次の a 又は b のいずれかを満たすこと。</p> <p>a 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>b システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

種別	要件
太陽熱利用	次の全ての要件を満たすものとする。 ①太陽集熱器総面積が5㎡以上であること。 ②太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。
地中熱利用※3	次の全ての要件を満たすものとする。 ①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ②ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5kW以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする。）であること。

※1 バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

※2 バイオマス依存率は、次の算出式により計算すること。

[算出式] 
$$\frac{\text{バイオマスの発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

※3 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業早期着手協議書

年 月 日付けで補助金の交付を申請した下記事業の実施について、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領 6 の規定により協議します。

なお、この事業が再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱に基づく補助対象事業として採択されない場合は、事業の施行に要する経費の全額を事業主体等で支弁します。

記

対 象 設 備	
事 業 概 要	
導 入 設 備	
補 助 金 交 付 申 請 額	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
早 期 着 手 の 理 由	

様

愛知県知事

再生可能エネルギー設備導入支援事業早期着手承認通知書

年 月 日付けの協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

(条件)

- 1 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、補助対象事業として補助金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業主体等で支弁すること。
- 2 事業着手から補助金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 3 事業遂行のために県が行う指示又は通達を遵守すること。

年 月 日

愛知県知事殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者職氏名

再生可能エネルギー設備導入支援事業早期着手届

年 月 日付 第 号の早期着手の承認について、下記のとおり早期  
着手しました。

記

1 対象設備

2 事業概要

3 導入設備

3 事業着手年月日

年 月 日